

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年5月24日
【発行者の名称】	シュンビン株式会社 (Shunbin Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津村 元英
【本店の所在の場所】	京都府京都市伏見区横大路下三栖東の口1の3
【電話番号】	(075)611-0188 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 松本 晋一
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年6月27日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	シュンビン株式会社 https://www.shun-bin.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第75期	第76期	第77期（中間）
決算年月	2022年3月	2023年3月	2023年9月
売上高 (千円)	963,944	987,241	466,125
経常利益 (千円)	3,466	9,830	6,255
親会社株主に帰属する 当期（中間）純利益 (千円)	2,467	8,905	3,932
包括利益又は中間包括利益 (千円)	2,467	8,905	3,932
純資産額 (千円)	245,125	254,133	256,642
総資産額 (千円)	828,651	813,583	794,297
1株当たり純資産額 (円)	115.89	108.27	111.63
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (-)	5.00 (-)	- (-)
1株当たり当期（中間）純利益 (円)	1.17	4.18	1.68
潜在株式調整後 1株当たり当期（中間）純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.6	31.2	32.3
自己資本利益率 (%)	1.0	3.5	1.5
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	43.5	12.9	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	28,361	39,109	13,514
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10,571	△9,914	9,070
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△36,746	△33,939	△23,771
現金及び現金同等物 の期末（中間期末）残高 (千円)	117,206	112,462	111,275
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	36 (4)	37 (4)	42 (3)

- (注) 1. 第74期は連結財務諸表を作成していませんので、連結経営指標等の推移については記載していません。
2. 2023年12月25日開催の取締役会決議により、同日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益を算定しております。また、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。なお、第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第75期は0.5円、第76期は0.5円となります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載していません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 当社グループは、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結財務諸表については監査法人やまぶきの監査を受けており、第77期（中間）（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間連結財務諸表については監査法人やまぶきの中間監査を受けておりますが、第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第75期連結会計年度の期首から適用しており、第75期連結会計年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社グループの源流は、伏見地域の酒蔵向けに清酒用和樽の製造販売を目的として、大正時代後期に、京都府京都市伏見区にて津村朝吉が創業した個人商店「津村製樽店」にあります。1941年5月、津村製樽店を法人化し、津村製樽株式会社を設立しておりましたが、戦争激化の影響を受けて1942年に一時休業後、終戦後の1947年3月11日に事業を再開しております。

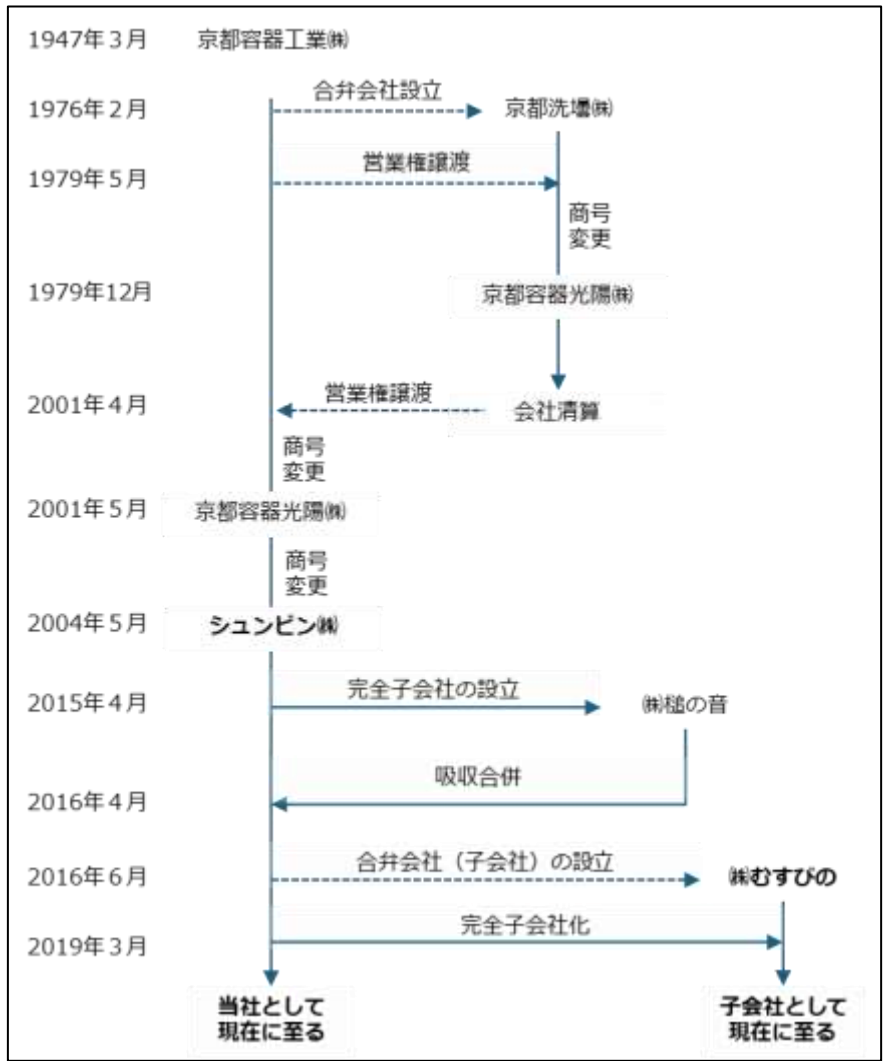
当社の主たる事業は、大正～昭和前期の清酒用和樽の製造販売する事業、昭和前期～昭和後期の一升瓶を回収洗浄・販売する事業、平成前期のオリジナルデザインの瓶の製造販売事業、平成中期からは瓶以外の包装や箱等の多種多様なパッケージのデザインをする事業へ転換していきました。これまでの当社は、パッケージを中核に製造・販売・商品企画・デザイン等の事業展開をしております。現在の当社は、単にパッケージだけでなく、企業そのものも対象として、単一セグメントとしてブランディング及び商品開発デザイン事業を展開しております。

なお、清酒用和樽の製造販売は1996年頃に事業撤退、瓶の回収洗浄・販売は2014年頃に事業撤退をしております。

戦後以降、現在に至るまでの経緯は次のとおりです。

年月	事項
1947年3月	津村製樽株式会社を京都容器工業株式会社へ商号変更（現当社）
1976年2月	容器の共同開発・販売を目的として、京都府京都市伏見区に京都容器工業株式会社と株式会社光陽の合弁会社として京都洗壘株式会社を設立
1979年5月	京都容器工業株式会社から京都洗壘株式会社へ営業権の譲渡 譲渡後、京都容器工業株式会社は不動産の所有管理をする法人となる
1979年12月	京都洗壘株式会社を京都容器光陽株式会社（旧）へ商号変更
2001年4月	京都容器光陽株式会社（旧）から京都容器工業株式会社へ営業権の譲渡 譲渡後、京都容器光陽株式会社（旧）を会社清算
2001年5月	京都容器工業株式会社を京都容器光陽株式会社（現当社）へ商号変更
2003年6月	オリジナルデザインびんの製造販売（シュンビンプロジェクト）（現オリジナル瓶 在庫販売サービス）開始
2004年5月	京都容器光陽株式会社をシュンビン株式会社へ商号変更
2012年2月	コンサルティングサービス開始（現ブランディング 受注生産サービス）
2014年8月	中小企業企画部を代行するというミッションのもとで、複数の会社とアライアンス関係を構築する目的として、京都府京都市伏見区に一般社団法人中小企業の企画部を代行する会を設立
2015年4月	空間・建築デザイン事業の拡大を目的として、京都府京都市伏見区に株式会社榎の音を設立（完全子会社）
2016年4月	株式会社榎の音を消滅会社としてシュンビン株式会社が吸収合併
2016年6月	6次産業化のブランディング施策の一環として飲食店の運営を目的として、京都府京都市伏見区に地元農家らとの合弁会社として株式会社むすびのを設立（子会社）
2019年3月	株式会社むすびのの全株式を取得し完全子会社化 飲食店の運営に係る営業権を譲渡し、不動産の所有管理をする法人となる
2020年3月	一般社団法人中小企業の企画部を代行する会の清算

当社グループの変遷を図示しますと次のとおりであります。なお、一般社団法人中小企業の企画部を代行する会に関しては、解散及び清算済みであるため、記載を省略しております。



3【事業の内容】

当社グループは「中小企業の企画部を代行し、お客様の売上を上げる」というミッションのもと、コンサルティングやクリエイティブ^(注)の提供を通じて、低成長時代といわれる日本において、日本の全企業数 99%を占める中小企業の新規事業の企画開発や新ブランドの企画開発の取り組みに対して、当社が、お客様の企画部の社員のように、お客様が必要なときに必要な機能を果たせる並走型のビジネスを展開しております。

具体的には、ブランディングコンサルティングの当社独自の手法である「ブランド戦略検討会」というワークショップを通して、お客様のコンセプトを確定し、計画をたて、必要なクリエイティブ（ブランドデザイン、商品デザインや資材納品、Web サイト製作、空間建築デザイン、その他デザイン全般）を提供します。必要な場合には、経営・Web 運用・商品開発支援のコンサルティングを行います。

現在、主なお客様の属する業種は、清酒やウイスキー等の酒類製造業となり、凡そ連結売上高の 50%超を占めております。これは当社祖業が清酒用和樽の製造販売する事業であり、一時期には一升瓶を回収洗浄・販売する事業を行っていたことに起因するものであります。酒類製造業に関連して食料品加工業、飲料製造業や飲食店のお客様もいらっしゃいます。その他、商材やサービスではなく、企業そのもののブランディング等を担うこともございます。

当社グループのセグメントは、ブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントとしておりますが、「ブランディング 受注生産サービス」及び「オリジナル瓶 在庫販売サービス」に分かれており、連結子会社である株式会社むすびのにおいて、その他事業として不動産の賃貸を行っております。

(注) 今ある価値の「らしさ」を最大に引き出し、デザインの力で顧客が期待する以上のアウトプットをすることを当社ではクリエイティブといいます。

(1) ブランディング受注生産サービス 2023年3月期売上高（連結）構成売上比率 75.41%

①ブランド戦略検討会（シュンビン株）

「ブランド戦略検討会」という当社独自のコンサルティングスキームを通してお客様の新規事業、新商品・サービスの企画開発や新ブランドのコンセプトを確立し、具体的な方針を確立するサービスを提供しております。一般的な印刷会社、デザイン制作会社、Web 制作会社は、すでに存在するサービスや商品に対して、商品企画デザインや Web 制作デザインなどのクリエイティブを具体化することを行っていますが、当社の「ブランド戦略検討会」は、コンセプト（ブランド・アイデンティティ）を当社とお客様が協力してブランド戦略検討会を作り、今までにない、ビジネスアイデアを一緒に創造することから始まります。これにより、市場細分化や製品・サービスの差別化されたブランド開発が可能となります。

ブランド・アイデンティティにそったコーポレート・アイデンティティ（以下「CI」といいます）^{(注)1}やビジュアル・アイデンティティ（以下「VI」といいます）^{(注)2}のデザインを一貫して提供することで、お客様の売上向上、ブランドイメージ向上に寄与いたします。

(注) 1. コーポレート・アイデンティティとは、「企業の特徴を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業価値を高めること」を指します。

2. ビジュアル・アイデンティティとは、CI の構成要素の一つで、「企業の視覚的な展開を統一させる活動のこと」を指します。

②らしさブランディング（シュンビン株）

「ブランド戦略検討会」のスキームに市場調査、インタビュー、実地調査などを加えることで、ブランドに対する理解をさらに深め、お客様から指名されたデザイナーが、ブランドそのものの「らしさ」を具体化するブランディングデザインサービスです。「らしさ」を切り口にしたブランディングデザインを通じて、ブランドの持つオンリーワンのストーリーが言い知れぬ感動を呼び起こし、それを見る人や顧客の購買意欲を促進させ、ブランドの新たなファンを生み出すことに繋がります。ブランド価値を徹底的に掘り下げ、言語化し、デザインに落とし込むことによって、お客様らしさを最大限に輝かせることに当社の強みがあります。

③商品パッケージデザイン・商品開発支援（シュンビン株）

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、商品パッケージのデザインから資材の納品までを一貫して行うサービスです。

表面上のデザインだけでなく、売価に合わせた容器デザイン的设计、ボトルの図面設計、CADによる見本の提供などを行い、トータルでデザインできるのが強みです。また、ボトルの金型代（500万円ほど）の一部または全部を当社で負担し、お客様の初期投資リスクを軽減したうえで当社が納品するボトル代の単価に上乘せをしています。

さらに、リソースが不足しているお客様には、新規事業に際して、当社で商品企画も行い、商品自体を納品する例もございます。



顧客名：京都府宇治茶協同組合

商品名：玉兎

デザイン受賞：

- ・ A' DESIGN AWARD Silver
- ・ Pentawards 2021 Silver
- ・ 第17回ガラスびんアワード 優秀賞



顧客名：株式会社 安曇野ミネラルウォーター

商品名：日本酒 mine

④Web 製作 I T 運用コンサルティング（シュンビン株）

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、Web 製作をおこないます。ブランドの世界観を表現するデザイン、動きがある体験型のサイトを実現します。また、ネットショップで実際にお客様の売上を上げるための運用支援コンサルも実施しています。



顧客名：株式会社 Pasah

Web サイト：はにわプリンオンラインショップ

⑤空間・建築デザイン、イベント支援（シュンビン㈱）

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、空間・建築デザインをおこないます。ブランドを体現し、消費者に感動をもたらす体験の考案と設計・構築をし、お客様のブランド価値向上を図ります。

ブランドストーリーを想起させるデザインによって、マスコミなどへのPRに資するインパクトのあるイベントを設計します。



顧客名：株式会社一壺
店名：京乃雪二条本店

(2) オリジナル瓶在庫販売サービス（シュンビン㈱） 2023年3月期売上高（連結）構成比率 23.98%

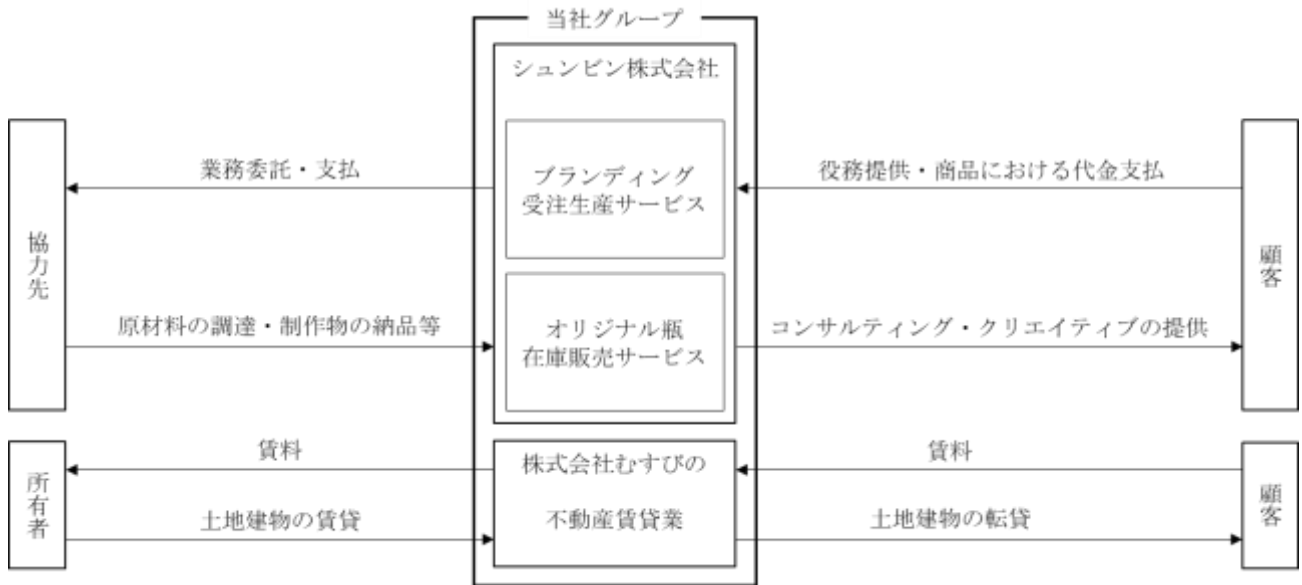
当社は、当社でデザイン・設計し、製造委託したオリジナル瓶を保有しております。当社のオリジナル瓶は、専用のカタログからお客様からお問い合わせをいただき販売する等、お客様の予算に合わせて当社からオリジナル瓶とパッケージデザインも合わせたトータルパッケージとして企画立案できる点が強みとなっております。

(3) その他（㈱むすびの） 2023年3月期売上高（連結）構成売上比率 0.61%

株式会社むすびのは、不動産の賃貸業を営んでいます。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社むすびの (注) 1, 2, 3	京都府京都市 伏見区	17,495	その他事業 (不動産賃貸)	100%	役員の兼任 資金援助

- (注) 1. 特定子会社に該当する会社はありません。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 債務超過会社であり、2023年3月末時点での債務超過額は126,134千円であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年4月30日現在

セグメント名称	従業員数(人)
ブランディング及び商品開発デザイン事業	40 (3)
合計	40 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2024年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40 (3)	37.6	7.0	4,329

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第76期連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していましたが、経済・社会活動も徐々に再開され、景気回復の兆しが見え始めております。一方で、原材料や原油価格の高騰、国内外金利差による急速な円安の進行に加え、ロシアのウクライナ侵攻等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主な顧客である食品業界においては輸出が好調で、特に海外での日本のウイスキー・日本酒などの酒類は10年連続で出荷額が過去最高を更新し、2022年は初めて1,000億円を超えました。中でもウイスキーと日本酒はそれぞれ前年比約1.7倍の大幅増となっております。一方で、原材料や原油の高騰により、当社が取り扱うガラスびんの仕入価格も高騰し、顧客への販売価格へ転嫁をせざるを得ない状況です。これらのことが販売価格の高騰にもつながり、消費減退につながる可能性も懸念されます。

そのような中、当社グループでは、対象顧客の業種を拡げ、ブランド戦略検討会というコンサルティングスキームを通じて、付加価値が高い事業にシフトし、経営の安定化に努める方針を取ってまいりました。

これらの結果、売上高は987,241千円（前年度同期比2.4%増）、営業利益は6,890千円（前年同期は営業損失3,943千円）、経常利益は9,830千円（前年同期比183.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,905千円（前年同期比260.9%増）となりました。

なお、当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第77期中間連結会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していましたが、経済・社会活動も徐々に再開され、景気回復の兆しが見え始めております。一方で、原材料や原油価格の高騰、国内外金利差による急速な円安の進行に加え、ロシアのウクライナ侵攻、近隣諸国の輸出の影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは原材料や原油価格の高騰を初めとする断続的な仕入れ価格の上昇等の影響、福島第一原発の処理水放出による顧客の食品事業の海外輸出の減少の影響で、売上全体としては厳しい状況を強いられております。しかしながら、「中小企業の企画部を代行し顧客の売上を上げる」というミッションのもと、より顧客の経営に近いところで、新しい事業や商品を生み出すビジネスに磨きをかけ、顧客の業種を拡げ、ブランディングを起点とするコンサルティングやクリエイティブデザインで付加価値が高い事業にシフトすることで、売上高減少の影響を軽微にすることができました。

これらの結果、当中間連結会計期間における売上高は466,125千円、営業損失は1,494千円、経常利益は6,255千円、親会社株主に帰属する中間純利益は3,932千円となりました。

なお、当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第76期連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は112,462千円（前連結会計年度末比4,744千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、39,109千円の収入（前年同期は28,361千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益9,335千円、減価償却費24,678千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,914千円の支出（前年同期は10,571千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出9,851千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、33,939 千円の支出（前年同期は 36,746 千円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出 54,666 千円、長期借入れによる収入 30,000 千円、短期借入金の純減少額による支出 9,216 千円によるものです。

第 77 期中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

当中間連結会計期間における資金の残高は 111,275 千円（前連結会計年度末比 1,187 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、13,514 千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益 6,255 千円、減価償却費 11,732 千円、法人税等の支払額 7,781 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,070 千円の収入となりました。これは主に、保険積立金の払戻による収入 12,240 千円、保険積立金の積立による支出 2,775 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、23,771 千円の支出となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出 18,508 千円、短期借入金の純減少額による支出 3,840 千円によるものです。

なお、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

第76期連結会計年度の受注実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	976,557	98.9
合計	976,557	98.9

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。

第77期中間連結会計期間の受注実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	452,377	—
合計	452,377	—

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。
2. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(3) 販売実績

第76期連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	987,241	102.4
合計	987,241	102.4

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。
2. 主な相手別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
本坊酒造株式会社	189,761	19.69	186,870	18.93

第77期中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	466,125	—
合計	466,125	—

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の販売実績を記載しております。
2. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。
3. 主な相手別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	当中間連結会計期間	
	金額 (千円)	割合 (%)
本坊酒造株式会社	67,145	14.40

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ブランディング受注生産サービス、営業活動の強化、認知度の向上

当社グループのブランディング受注生産サービスは、ブランド戦略検討会を皮切りにして、顧客のクリエイティブを一貫して提供するところに強みがあります。

商品パッケージ等の視覚的魅力が重視される業種として、お酒、食品、化粧品、健康食品、農業の生産業務に属するお客様をメインターゲットに順調に拡大してきましたが、今後は一定業界への依存度を下げるべく、新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開し、認知度の向上を図ってまいります。金融機関や建築会社、PR 会社とも営業面でのアライアンスを組み、商品開発や web ページ、建築などの製造面でのアライアンスを結ぶことで、取扱業種を拡大し、営業活動の基盤構築に取り組んでおります。

(2) 自社ソリューションの拡大と高度化

当社グループでは、ブランディングを基点にしたブランドデザイン、商品デザイン、資材納品、Web デザイン、運用支援コンサルティング、空間建築デザインを用いて問題解決のためのソリューションの提供が可能です。今後は他社ともアライアンスを結びながら、PR、イベント、市場調査、販売支援、イノベーション創造、インナーブランディングの領域に、提供可能な自社ソリューションを拡大してまいります。

また、デザインのクリエイティブ性を賞を獲得したデザイナーによる高付加価値のサービスを提供し、ソリューションそのものの高度化を図ってまいります。

(3) オリジナルびん在庫販売の拡大

大手ガラスびんメーカーの生産設備縮小により、デザイン性の高い小ロットびんの終売が相次いでいます。その中で、代替商品として、当社のデザイン性の高い小ロットのびんが採用され売上が伸びています。既存顧客や代替商品を探されている顧客、代理店様に適切な情報を提供し、さらにオリジナルびん在庫販売サービスの拡大につとめてまいります。

(4) 人材の育成

当社グループが実施するブランディング受注生産サービスにおいて、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の確保・育成が不可欠です。人材の確保については、労働人口が減少する環境下において、ブランディングに対する知識や経験、または、CI^{(注)1}、VI^{(注)2}などデザイン・制作物の知識と経験を保有する優秀な人材を雇用することが困難となっております。このような状況のもと、当社では採用活動をより一層強化しております。育成については、On the Job Training (OJT) 及び Off the Job Training や、キャリア開発支援制度を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう努めております。

(注) 1. コーポレート・アイデンティティとは、「企業の特性を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業価値を高めること」を指します。

2. ビジュアル・アイデンティティとは、CI の構成要素の一つで、「企業の視覚的な展開を統一させる活動のこと」を指します。

(5) コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化

当社グループは、小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでおります。

(6) 財務基盤の強化

当社グループは、財務基盤を強化するため、人員配置、営業活動、内部管理体制等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めることで、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) ブランディングビジネスにおける競合サービス

ブランディングは注目されているマーケティング手法であり、市場は伸びています。

当社グループは、「中小企業の企画部を代行し、お客様の売上を上げる」というミッションのもと、中小企業のブランド構築と新規事業、新商品開発の運用を並走するビジネスを展開しています。顧客の求めるニーズに対応すること及び顧客に当社独自の提案を行うことにより差別化を図っております。今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。差別化ができなくなったことにより将来にわたって優位に展開できなくなる事象が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) テレンドの影響

当社グループの行うサービスは、一般的に景気動向、特に個人消費動向をもとにした支出動向の影響を受ける傾向があります。

当社グループは、競争優位性を維持し高めるべく、顧客商品及びサービスをブランディングし、質の向上に努めるなど様々な施策を講じております。しかし、必ずしもこのような施策が成功し競争優位性の維持につながるとは限らず、新規顧客獲得効率の悪化や既存顧客との取引が終了する場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保

当社グループは、持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社グループの競争力向上に当たっては、複数の選択肢がありスキーム化しにくいイノベティブ^{(注)1}でクリエイティブな業務であり、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 顧客の強みを活かし今までにない新しい体験価値を創造することを当社グループではイノベティブといっています。

(4) 協力会社との関係

当社グループでは、自社でデザイン・設計までを行い、資材や建築などは協力会社から仕入れ、一貫して顧客へサービス提供を行っており、安定的な供給及び質の高い商品提供をするために協力会社との関係が重要と認識しております。当社グループは協力先と良好な関係を維持しておりますが、関係維持に問題が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権等に関するリスク

当社グループは、顧客に対して役務提供の1つである資材（パッケージ、オリジナル瓶等）の納品等を中心に、知的財産権を取り扱う場合がございます。これらの知的財産権の侵害可能性の調査確認は、一義的には顧客が担うものの、当社グループにおいても確認をするようにしております。

加えて、知的財産権の侵害の可能性だけでなく、不正景品類及び不当表示防止法や製造物責任法などに抵触する可能性もあります。

当社グループにおいては、顧客に対して注意喚起及び確認、当社グループ役職員に対してリスク・コンプライアンス委員会にて注意喚起の実施、細心の注意を払っての取扱いをしているものの、顧客が万が一権利侵害や法令等へ抵触し、発注が困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 原材料の高騰

国内外金利差による急速な円安の進行に加え、ロシアのウクライナ侵攻等による原油価格の高騰の影響により、当社グループが供給している、ガラスびん、紙製品の原価が高騰し、断続的に仕入価格が上昇しています。仕入価格の上昇については顧客へ価格転嫁しておりますが、最終価格が上がることで、消費が減退する場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定業種（酒類製造業）への依存

当社グループでは、酒蔵向け清酒用和樽の製造販売を目的に創業した背景から、酒類製造業の売上シェアが50%以上あり、酒類製造業の流れに影響を受けております。今後は、酒類製造業以外の顧客獲得をすることで特定業種の依存を解消していく方針であります。依存を解消できなかった場合には市況の悪化等の要因によって、流行に影響を受けた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 仕入先の依存について

当社グループが行うブランディング受注生産サービス及びオリジナル瓶在庫販売サービスにおいて、寡占な業界であることや、過去の取引実績から、当社グループの仕入高のうち、日本山村硝子株式会社に対する仕入が23.0%(2023年3月期)を占めております。当社グループは仕入先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、新規仕入先の開拓が予定通りに進まず、安定的に資材が供給されなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 販売先の依存について

当社グループが行うブランディング受注生産サービス及びオリジナル瓶在庫販売サービスにおいて、当社グループの販売高のうち、本坊酒造株式会社に対する販売が18.93%(2023年3月期)を占めております。当社グループは販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も他社の売上比率増加を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、他社の売上比率増加が予定通りに進まず、当該販売先からの受注が減少した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 子会社の財務改善

当社の子会社である株式会社むすびのは、京都の農業支援を目的として設立し、飲食店を営業しておりましたが、2019年3月に飲食店の営業権を譲渡し、現在は不動産の賃貸事業を行っております。安定した収益を獲得していますが、依然として事業内容の改革、財務体質の改善が必要な状況であり、予定通り推移しない場合に、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 機密情報の管理について

当社グループでは事業活動において、お客様情報や個人情報、その他機密情報を保有する可能性があります。これらの各種情報の取り扱い及び機密情報保持には細心の注意を払っており、適切な情報管理と社内教育の徹底、外部協力会社との機密保持契約の締結などを行い、情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。これらの対策を講じているにも関わらず、情報漏洩や情報の悪用といった事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用失墜などにより当社グループの事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存に関するリスク

当社グループの経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、代表取締役社長である津村元英氏が、重要な役割を果たしております。また当社グループは、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務遂行が困難となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年 3 月 1 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若

しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場

規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適

当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第76期連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は328,668千円で、前連結会計年度末に比べ191千円増加しております。受取手形の増加5,947千円、現金及び預金の減少4,744千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は484,915千円で、前連結会計年度末に比べ15,258千円減少しております。有形固定資産の減価償却費による減少24,678千円、工具、器具及び備品の取得による増加7,775千円、機械装置及び運搬具の取得による増加2,076千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は281,697千円で、前連結会計年度末に比べ9,634千円減少しております。短期借入金の減少9,216千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は277,752千円で、前連結会計年度末に比べ14,441千円減少しております。長期借入金の減少13,260千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は254,133千円で、前連結会計年度末に比べ9,008千円増加しております。親会社株主に帰属する当期純利益8,905千円を計上したことによる利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

第77期中間連結会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は330,185千円で、前連結会計年度末に比べ1,517千円増加しております。受取手形の減少2,867千円、売掛金の増加1,015千円、電子記録債権の増加5,407千円、商品及び製品の減少2,667千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は464,112千円で、前連結会計年度末に比べ20,803千円減少しております。有形固定資産の減価償却費による減少11,732千円、投資その他の資産（保険積立金）の減少9,465千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は272,860千円で、前連結会計年度末に比べ8,836千円減少しております。未払法人税等の減少5,458千円、1年内返済予定の長期借入金の減少3,292千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は 264,794 千円で、前連結会計年度末に比べ 12,958 千円減少しております。長期借入金の減少 15,216 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は 256,642 千円で、前連結会計年度末に比べ 2,508 千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益 3,932 千円を計上したことによる利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1) 業績に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

(5) 運転資本

上場予定日(2024年6月27日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第76期連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）
当連結会計年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

第77期中間連結会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）
当中間連結会計期間において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。
第76期連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

(1) 発行者

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (京都府京都市 伏見区)	本社 倉庫	352,708	16,893	21,718	50,378 (4,515.19)	441,698	37 (4)

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社 むすびの	本社 (京都府 京都市 伏見区)	本社	—	—	—	—	—	— (-)

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)	建物 (面積㎡)	土地 (面積㎡)
飲食店 (京都府京都市 伏見区)	店舗	7,620	290.00	176.10

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

第 77 期中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(1) 発行者

2023 年 9 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (京都府京都市伏見区)	本社 倉庫	346,214	15,290	18,693	50,378 (4,515.19)	430,576	42 (3)

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2. 従業員数の () は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2023 年 9 月 30 日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社 むすびの	本社 (京都府 京都市 伏見区)	本社	—	—	—	—	—	— (-)

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2. 従業員数の () は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)	建物 (面積㎡)	土地 (面積㎡)
飲食店 (京都府京都市 伏見区)	店舗	7,620	290.00	176.10

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年5月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	3,500,000	250,000	2,500,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	6,000,000	3,500,000	250,000	2,500,000	—	—

- (注) 1. 2023年12月25日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月25日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ発行可能株式総数は3,500,000株増加し、6,000,000株となっております。
2. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
1975年6月27日 (注)1	50,000	250,000	2,500	12,500	—	—
2023年12月25日 (注)2	2,250,000	2,500,000	—	12,500	—	—

- (注) 1. 新株発行による増資であります。
2. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2024年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	11	13	—
所有株式数(株)	—	—	—	175,000	—	—	2,325,000	2,500,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	7.0	—	—	93.0	100.0	—

(注) 自己株式201,000株は「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 201,000	—	自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,299,000	22,990	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,500,000	—	—
総株主の議決権	—	22,990	—

② 【自己株式等】

2024年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シュンビン株式会社	京都府京都市伏見区横大路下三栖東の口1の3	201,000	—	201,000	8.0
計	—	201,000	—	201,000	8.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2023年3月31日)での決議状況(取得期間2023年3月31日~2023年9月30日)	48,200	250
最近事業年度前における取得自己株式	—	—

最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）	100.0	—
最近期間における取得自己株式	48,200	250
公表日現在の未行使割合（％）	—	—

(注) 2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことにより、最近事業年度及び最近期間における自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(シュンビン株式会社持株会への処分)	232,000	1,160	—	—
保有自己株式数	152,800	—	201,000	—

(注) 2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことにより、最近事業年度及び最近期間における自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当決定することを基本方針としております。また、配当の回数につきましては年1回を基本方針としております。剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

第76期連結会計年度の剰余金配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり5円の配当を実施いたしました。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を見据え、人材確保に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年6月29日 定時株主総会決議	1,173	5.0

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

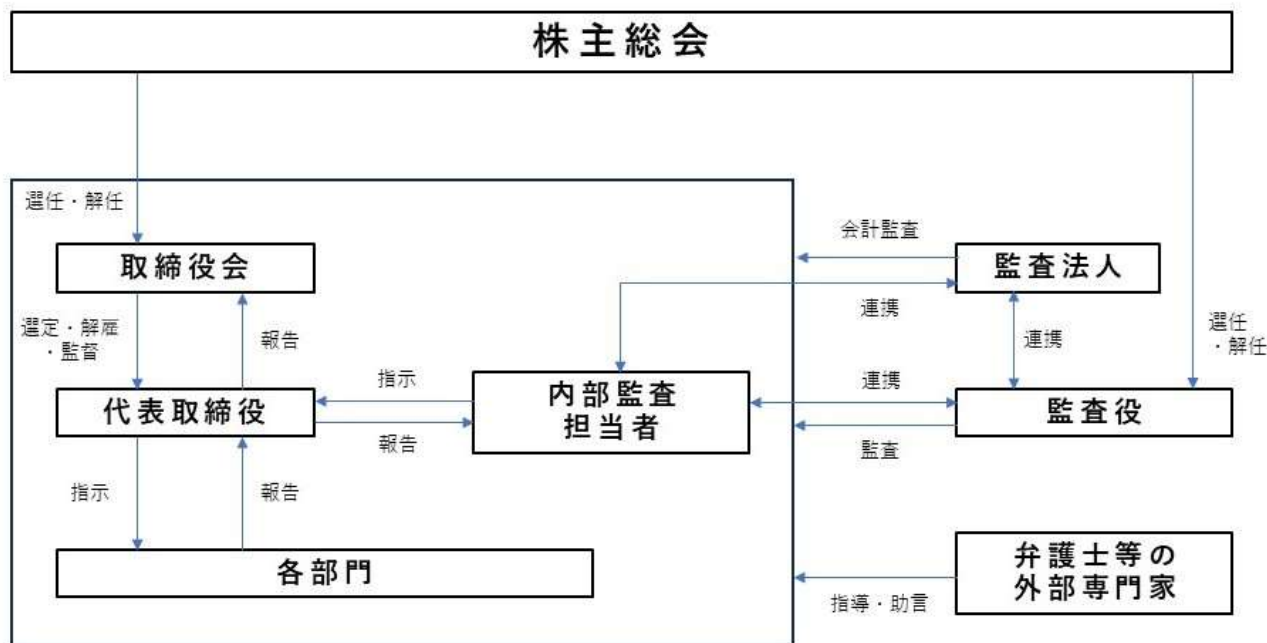
男性 4名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	津村 元英	1966年11月12日生	1989年4月 協和発酵工業株式会社入社 1992年4月 株式会社光陽入社 1994年8月 当社入社 2001年9月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2016年6月 株式会社むすびの 代表取締役社長就任(現任)	(注)1	(注)3	1,200,050
取締役	プロデュース部長	小林 永	1980年2月13日生	2002年11月 株式会社アル・コネクションプロダクツ入社 2004年7月 株式会社アロンジェ入社 2006年5月 同社 取締役就任 2012年12月 個人事務所サンセットクラウド創業 2015年10月 当社入社 2021年6月 当社 取締役プロデュース部長就任(現任)	(注)1	(注)3	100,000
取締役	デザイン部長	池原 百合	1981年4月8日生	2002年4月 株式会社アントレ入社 2007年7月 有限会社メリー&マリー入社 2009年3月 当社入社 2022年3月 当社 取締役デザイン部長就任(現任)	(注)1	(注)3	66,000
取締役	経営管理部長	松本 晋一	1979年5月10日生	2002年4月 朝日ソーラー株式会社入社 2007年4月 当社入社 2023年6月 当社 取締役経営管理部長就任(現任)	(注)1	(注)3	55,600
監査役	—	徃西 裕之	1967年11月14日生	1991年3月 日本アジア投資株式会社入社 2002年4月 テクノロジードインキュベーション株式会社 設立 代表取締役就任 2008年6月 株式会社イオンテクノセンター設立 代表取締役就任 2009年6月 株式会社イオンテクノセンター 取締役会長就任(現任) 2013年3月 アクシオヘリックス株式会社 監査役就任(現任) 2018年6月 ティーエスアイ株式会社設立 代表取締役就任 2020年6月 株式会社toraru 取締役就任(現任) 2021年11月 ティーエスアイ株式会社 取締役会長就任(現任) 2022年6月 当社 監査役就任(現任) 2023年7月 スカイリンクテクノロジーズ株式会社 社外取締役就任(現任)	(注)2	(注)3	1,250
計							1,512,100

- (注) 1. 取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2023年3月期における役員報酬の総額は26,487千円を支給しております。
4. 徃西裕之は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年3月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、平野泰久氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 経営会議

当社の取締役、各事業部門の責任者及びこれに準じる者（各課リーダー）をもって構成しております。取締役会での決定を受けてグループ全体の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の決定、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを決定しております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会（委員長 代表取締役社長 津村元英）は、4名の取締役、社外監査役1名及び内部監査担当者1名で構成されております。リスク・コンプライアンス委員会の定例委員会は四半期に1回、臨時委員会は必要に応じて随時開催しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営管理部を主管部署として、担当者2名（内1名内部監査責任者）が、代表取締役社長の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。

各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長と定期的に面談し、監査結果に基づく問題点の報告、情報の共有をしております。

監査役、内部監査担当者及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果に関して適宜情報交換を行うとともに、相互に連携、意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外役員の状況

当社グループは社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役西裕之氏は、当社の株式1,250株を所有しておりますが、当社グループとの間にはそれ以外に人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に関しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	25,587	25,587	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	900	900	—	—	1

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,500	—
連結子会社	—	—
計	7,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間連結財務諸表の作成について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	117,206	112,462
受取手形	5,931	11,878
売掛金	132,116	129,336
電子記録債権	5,231	7,822
商品及び製品	55,218	57,535
仕掛品	7,429	8,575
貯蔵品	109	105
その他	5,460	1,158
貸倒引当金	△227	△206
流動資産合計	328,477	328,668
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 365,258	※2 352,708
機械装置及び運搬具（純額）	17,442	16,893
工具、器具及び備品（純額）	23,491	21,718
土地	※2 50,378	※2 50,378
有形固定資産合計	※1 456,571	※1 441,698
無形固定資産	11,136	10,656
投資その他の資産		
その他	37,466	37,559
貸倒引当金	△5,000	△5,000
投資その他の資産合計	32,466	32,559
固定資産合計	500,173	484,915
資産合計	828,651	813,583

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,099	64,671
短期借入金	※2 123,833	※2 114,617
1年内返済予定の長期借入金	※2 54,666	※2 43,260
未払法人税等	270	7,781
契約負債	11,359	17,919
賞与引当金	8,533	8,674
その他	21,570	24,773
流動負債合計	291,331	281,697
固定負債		
長期借入金	※2 153,454	※2 140,194
繰延税金負債	67,679	58,581
役員退職慰労引当金	22,251	23,700
退職給付に係る負債	32,036	38,505
資産除去債務	16,772	16,772
固定負債合計	292,193	277,752
負債合計	583,525	559,449
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,500	12,500
利益剰余金	236,542	243,230
自己株式	△3,917	△1,597
株主資本合計	245,125	254,133
純資産合計	245,125	254,133
負債純資産合計	828,651	813,583

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2023年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	111,275
受取手形	※3 9,011
売掛金	130,351
電子記録債権	13,229
商品及び製品	54,867
仕掛品	7,401
貯蔵品	105
その他	3,979
貸倒引当金	△37
流動資産合計	330,185
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※2 346,214
機械装置及び運搬具（純額）	15,290
工具、器具及び備品（純額）	18,693
土地	※2 50,378
有形固定資産合計	※1 430,576
無形固定資産	10,441
投資その他の資産	
その他	28,094
貸倒引当金	△5,000
投資その他の資産合計	23,094
固定資産合計	464,112
資産合計	794,297

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2023年9月30日)

負債の部

流動負債

買掛金		63,528
短期借入金	※2	110,777
1年内返済予定の長期借入金	※2	39,968
未払法人税等		2,322
契約負債		17,455
賞与引当金		9,797
その他	※4	29,011

流動負債合計 272,860

固定負債

長期借入金	※2	124,978
繰延税金負債		58,581
役員退職慰労引当金		24,008
退職給付に係る負債		40,454
資産除去債務		16,772

固定負債合計 264,794

負債合計

537,655

純資産の部

株主資本

資本金		12,500
利益剰余金		245,989
自己株式		△1,847

株主資本合計 256,642

純資産合計

256,642

負債純資産合計

794,297

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	963,944	987,241
売上原価	647,354	651,457
売上総利益	316,589	335,783
販売費及び一般管理費	※1 320,533	※1 328,892
営業利益又は営業損失(△)	△3,943	6,890
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	53
補助金収入	3,721	3,638
売電収入	1,572	1,615
保険戻戻金	4,579	171
その他	481	380
営業外収益合計	10,459	5,859
営業外費用		
支払利息	2,603	2,650
その他	445	269
営業外費用合計	3,048	2,920
経常利益	3,466	9,830
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 29
特別利益合計	—	29
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 525
特別損失合計	—	525
税金等調整前当期純利益	3,466	9,335
法人税、住民税及び事業税	1,694	8,537
法人税等調整額	△694	△8,107
法人税等合計	999	430
当期純利益	2,467	8,905
親会社株主に帰属する当期純利益	2,467	8,905

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	2,467	8,905
包括利益	2,467	8,905
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,467	8,905

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
売上高		466,125
売上原価		298,830
売上総利益		167,295
販売費及び一般管理費	※1	168,790
営業損失(△)		△1,494
営業外収益		
受取利息及び配当金		3
売電収入		1,002
保険返戻金		8,077
その他		219
営業外収益合計		9,302
営業外費用		
支払利息		1,520
その他		31
営業外費用合計		1,552
経常利益		6,255
税金等調整前中間純利益		6,255
法人税等	※2	2,322
中間純利益		3,932
親会社株主に帰属する中間純利益		3,932

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	3,932
中間包括利益	3,932
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	3,932

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,500	235,515	△1,989	246,026	246,026
当期変動額					
剰余金の配当		△1,154		△1,154	△1,154
親会社株主に帰属する当期純利益		2,467		2,467	2,467
自己株式の取得			△2,500	△2,500	△2,500
自己株式の処分		△286	572	286	286
当期変動額合計	—	1,027	△1,928	△900	△900
当期末残高	12,500	236,542	△3,917	245,125	245,125

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,500	236,542	△3,917	245,125	245,125
当期変動額					
剰余金の配当		△1,057		△1,057	△1,057
親会社株主に帰属する当期純利益		8,905		8,905	8,905
自己株式の取得				—	—
自己株式の処分		△1,160	2,320	1,160	1,160
当期変動額合計	—	6,688	2,320	9,008	9,008
当期末残高	12,500	243,230	△1,597	254,133	254,133

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,500	243,230	△1,597	254,133	254,133
当中間期変動額					
剰余金の配当		△1,173		△1,173	△1,173
親会社株主に帰属する中間純利益		3,932		3,932	3,932
自己株式の取得			△250	△250	△250
当中間期変動額合計	—	2,758	△250	2,508	2,508
当中間期末残高	12,500	245,989	△1,847	256,642	256,642

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,466	9,335
減価償却費	26,155	24,678
賞与引当金の増減額 (△は減少)	455	140
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	17	△21
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△3,746	1,449
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△8,792	6,468
受取利息及び受取配当金	△104	△53
支払利息	2,603	2,650
固定資産売却益	—	△29
固定資産除却損	—	525
売上債権の増減額 (△は増加)	2,705	△5,757
棚卸資産の増減額 (△は増加)	12,748	△3,458
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,725	△6,428
その他	△8,117	7,069
小計	36,118	36,567
利息及び配当金の受取額	104	53
利息の支払額	△2,559	△2,601
補助金の受取額	3,721	3,638
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△9,023	1,452
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,361	39,109
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,233	△9,851
有形固定資産の売却による収入	—	30
無形固定資産の取得による支出	△3,289	—
保険積立金の積立による支出	△5,265	△3,528
保険積立金の払戻による収入	4,950	3,434
その他	265	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,571	△9,914
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△9,216	△9,216
長期借入れによる収入	30,000	30,000
長期借入金の返済による支出	△53,876	△54,666
配当金の支払額	△1,154	△1,057
その他	△2,500	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,746	△33,939
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△18,956	△4,744
現金及び現金同等物の期首残高	136,163	117,206
現金及び現金同等物の期末残高	※1 117,206	※1 112,462

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	6,255
減価償却費	11,732
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,122
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△168
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	308
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,949
受取利息及び受取配当金	△3
支払利息	1,520
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,555
棚卸資産の増減額 (△は増加)	3,841
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,143
その他	803
小計	22,663
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△1,371
法人税等の支払額	△7,781
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△395
保険積立金の積立による支出	△2,775
保険積立金の払戻による収入	12,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,840
長期借入金の返済による支出	△18,508
配当金の支払額	△1,173
その他	△250
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,771
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,186
現金及び現金同等物の期首残高	112,462
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 111,275

【注記事項】

第76期連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社むすびの

（2）非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～38年

機械装置及び運搬具 10～17年

工具、器具及び備品 4～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の展開するブランディング及び商品開発デザイン事業による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資を含めております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	199,821千円	214,227千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
建物及び構築物	296,346千円	286,823千円
土地	49,178千円	49,178千円
計	345,524千円	336,002千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
短期借入金	113,833千円	104,617千円
1年内返済予定の長期借入金	27,432千円	27,432千円
長期借入金	96,126千円	98,694千円
計	237,391千円	230,743千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料手当	139,946千円	146,440千円
貸倒引当金繰入額	17千円	△21千円
賞与引当金繰入額	8,533千円	8,674千円
退職給付費用	13,365千円	7,645千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,646千円	1,340千円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
機械装置及び運搬具	一千円	29千円

※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
工具、器具及び備品	一千円	525千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	250,000	—	—	250,000
自己株式				
普通株式	21,180	25,000	7,700	38,480

(変動事由の概要)

2022年3月31日の取締役会決議による自己株式の取得 25,000株

2022年3月31日の取締役会決議による自己株式の処分 7,700株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月26日 定時株主総会	普通株式	1,154	5.0	2021年3月31日	2021年5月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,057	5.0	2022年3月31日	2022年6月29日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	250,000	—	—	250,000
自己株式				
普通株式	38,480	—	23,200	15,280

(変動事由の概要)

2023年3月31日の取締役会決議による自己株式の処分 23,200株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,057	5.0	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,173	5.0	2023年3月31日	2023年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	117,206千円	112,462千円
現金及び現金同等物	117,206千円	112,462千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金の使途は、主に運転資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

買掛金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。前連結会計年度 (2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	208,120	206,903	△1,216
負債計	208,120	206,903	△1,216

当連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	183,454	175,390	△8,063
負債計	183,454	175,390	△8,063

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	117,206	—	—	—
受取手形	5,931	—	—	—
売掛金	132,116	—	—	—
電子記録債権	5,231	—	—	—
合計	260,485	—	—	—

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	112,462	—	—	—
受取手形	11,878	—	—	—
売掛金	129,336	—	—	—
電子記録債権	7,822	—	—	—
合計	261,498	—	—	—

（注2）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	54,666	43,260	28,932	32,760	21,342	27,160
合計	54,666	43,260	28,932	32,760	21,342	27,160

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	43,260	28,932	32,760	21,342	38,472	18,688
合計	43,260	28,932	32,760	21,342	38,472	18,688

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	206,903	—	206,903
負債計	—	206,903	—	206,903

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	175,390	—	175,390
負債計	—	175,390	—	175,390

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	31,933千円	32,036千円
退職給付費用	13,365	7,645
退職給付の支払額	△13,262	△1,176
退職給付債務の期末残高	32,036	38,505

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 13,365千円 当連結会計年度 7,645千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金 (注)	46,733千円	48,042千円
貸倒引当金	1,679	1,679
賞与引当金	3,205	3,625
退職給付に係る負債	10,758	12,931
役員退職慰労引当金	7,472	7,959
資産除去債務	5,632	5,632
その他	—	771
繰延税金資産小計	75,479	80,641
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△46,733	△48,042
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,311	△7,311
繰延税金資産合計	21,436	25,287
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	△62,091	△60,096
特別償却準備金	△24,855	△23,772
その他	△2,168	—
繰延税金負債合計	△89,115	△83,868
繰延税金資産 (負債) の純額	△67,679	△58,581

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ※	—	—	—	6,707	13,192	26,834	46,733
評価性引当額	—	—	—	△6,707	△13,192	△26,834	△46,733
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ※	—	—	6,707	13,192	21,338	6,805	48,042
評価性引当額	—	—	△6,707	△13,192	△21,338	△6,805	△48,042
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.6%	33.6%
住民税均等割	7.8	3.9
法人税等の特別控除額	△5.8	△15.2
評価性引当額の増減	31.0	14.0
中小企業低率税制	△9.6	△8.2
事業税低率部分	△0.2	△2.2
連結修正	△23.6	△9.7
その他	△4.3	△11.6
税効果会計適用後の法人税等の負担:	28.9	4.6

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
連結子会社が賃貸する飲食店舗施設に係る原状回復義務であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
期首残高	16,772千円	16,772千円
時の経過による調整額	－千円	－千円
期末残高	16,772千円	16,772千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
注記事項の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	145,984	143,279
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	143,279	149,036

契約負債（期首残高）	14,774	11,359
契約負債（期末残高）	11,359	17,919

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、11,359千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
本坊酒造株式会社	189,761	ブランディング及び商品開発デザイン事業

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
本坊酒造株式会社	186,870	ブランディング及び商品開発デザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,158円88銭	1,082円71銭
1株当たり当期純利益	11円74銭	41円75銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,467	8,905
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,467	8,905
普通株式の期中平均株式数(株)	210,182	213,305

(重要な後発事象)

当社は、2023年12月25日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 目的

当社グループ株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2. 株式分割の割合及び時期：2023年12月25日付をもって2023年12月25日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割する。

3. 分割により増加する株式数 普通株式2,250,000株

4. 前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	115円89銭	108円27銭
1株当たり当期純利益	1円17銭	4円18銭

第 77 期中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）
（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称
株式会社むすびの

（2）非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用
しております。

貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～38 年

機械装置及び運搬具 10～17 年

工具、器具及び備品 4～6 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5 年）に基づいております。

（3）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定
の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開するブランディング及び商品開発デザイン事業による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資を含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	225,744千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
建物及び構築物	281,886千円
土地	49,178千円
計	331,064千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
短期借入金	100,777千円
1年内返済予定の長期借入金	29,718千円
長期借入金	84,978千円
計	215,473千円

※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
受取手形	707千円

※4 仮払消費税等及び仮受消費税等の表示

仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、その差額を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給料手当	77,581千円
貸倒引当金繰入額	△168千円
賞与引当金繰入額	9,998千円
退職給付費用	2,240千円
役員退職慰労引当金繰入額	278千円

※2 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当中間連結会計期間 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	250,000	—	—	250,000
自己株式				
普通株式	15,280	4,820	—	20,100

(変動事由の概要)

2023年9月30日の取締役会決議による自己株式の取得 4,820株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,173	5.0	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	111,275千円
現金及び現金同等物	111,275千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	164,946	158,184	△6,761
負債計	164,946	158,184	△6,761

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	158,184	—	158,184
負債計	—	158,184	—	158,184

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

当中間連結会計期間 (2023年9月30日)	
期首残高	16,772千円
時の経過による調整額	—千円
中間期末残高	16,772千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、顧客との契約から乗じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
本坊酒造株式会社	67,145	ブランディング及び商品開発デザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	1,116円32銭
1株当たり中間純利益	16円80銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	3,932
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	3,932
普通株式の期中平均株式数(株)	234,031

(重要な後発事象)

当社は、2023年12月25日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2. 株式分割の割合及び時期：2023年12月25日付をもって2023年12月25日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割する。

3. 分割により増加する株式数 普通株式2,250,000株

4. 当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	111円63銭
1株当たり中間純利益	1円68銭

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	123,833	114,617	0.60	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	54,666	43,260	0.95	—
長期借入金 (1年以内に返済 予定のものを除く)	153,454	140,194	1.28	2024年～2030年
合計	331,953	298,071	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	28,932	32,760	21,342	38,472

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に 伴う原状回復義務	16,772	—	—	16,772

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞等に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載 URL https://www.shun-bin.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年5月25日	従業員持株会	京都府京都市伏見区横大路下三栖東ノ口町1の3	持株会会員	小林永	京都府京都市中京区	当社の取締役	100,000	—	役員就任に伴う持株会退会
2022年3月31日	従業員持株会	京都府京都市伏見区横大路下三栖東ノ口町1の3	持株会会員	池原百合	大阪府寝屋川市	当社の取締役	66,000	—	役員就任に伴う持株会退会
2023年6月29日	従業員持株会	京都府京都市伏見区横大路下三栖東ノ口町1の3	持株会会員	松本晋一	京都府京都市中京区	当社の取締役	55,600	—	役員就任に伴う持株会退会
2023年12月1日	津村章子	京都府京都市伏見区	役員の子	津村元英	京都府京都市伏見区	当社の代表取締役	502,500	—	相続
2023年12月1日	津村章子	京都府京都市伏見区	役員の子	倉谷知子	京都府宇治市	当社の代表取締役の二親等以内の血族	90,000	—	相続
2024年3月6日	津村元英	京都府京都市伏見区	当社の監査役	徂西裕之	京都府宇治市	当社の監査役	1,250	800	譲渡

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。同取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2023年3月31日）から起算して2年前（2021年4月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格は、当事者間での協議の上決定した価格であります。

4. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません

2【取得者の概況】

該当事項はありません

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
津村 元英 (注) 1、2	京都府京都市伏見区	1,199,250	52.16
シュンビン株式会社持株会 (注) 1	京都府京都市伏見区 横大路下三栖東の口町1の3	456,400	19.85
株式会社北川本家 (注) 1	京都府京都市伏見区村上町370の6	125,000	5.44
倉谷 知子 (注) 1、3	京都府宇治市	123,000	5.35
小林 永 (注) 1、4	京都府京都市中京区	100,000	4.35
池原 百合 (注) 1、4	大阪府寝屋川市	66,000	2.87
北川 幸宏 (注) 1	京都府京都市伏見区	62,500	2.72
松本 晋一 (注) 1、4	京都府京都市中京区	55,600	2.42
北川 嘉一 (注) 1	京都府京都市山科区	50,000	2.17
齊藤酒造株式会社 (注) 1	京都府京都市伏見区 横大路三栖山城屋敷町105	50,000	2.17
中嶋 正一	京都府宇治市	10,000	0.43
徃西 裕之 (注) 5	京都府宇治市	1,250	0.05
計	—	2,299,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等以内の血族)

4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

5. 特別利害関係者等 (当社の監査役)

6. 株式 (自己株式201,000株除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

シュンビン株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西岡翔晃

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平野 泰久

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュンビン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュンビン株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかど

うか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並

びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月24日

シュンビン株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

西岡 翔晃

指定社員
業務執行社員

公認会計士

平野 泰久

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュンビン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、シュンビン株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上